

望月雅和編著

『子育てとケアの原理』（北樹出版、2018年）

Kosodate to kea no genri (Principles of Child-rearing and Care).

Edited by Mochizuki Masakazu. Hokuju Shuppan, 2018.

本書は、保育者や幼稚園教諭などの専門職養成の教育課程を想定した教科書・参考書であり、かつ、この領域に関心を持つ一般の読者をも意識して編まれたものである。しかし、よく見かけるテキストとはかなり異なる内容編成になっている。目次を一見して、評者は、まずその多彩さに驚いた。教育の思想や歴史、法制度から児童福祉、そして対人援助の方法論までと射程に入る範囲は幅広い。（以下、目次）

第1章 教育の意義、目的をめぐって

第1節 教育における指導と支援

第2節 子どもを支援するまなざし

第3節 子ども支援のゆらぎを専門性に転化させるために

第4節 気候変動時代を生きる子どもたち

第2章 教育の思想と歴史

第1節 近代化の過程と〈教育〉の誕生

第2節 西洋の近代教育思想の展開

第3節 日本の近代教育のあゆみ

第3章 対人援助と相談援助—カウンセリングとソーシャルワークへの招待

第1節 人を理解するための視座や立場

第2節 相談の仕事と対人支援

- 第3節 対人支援の方法
- 第4節 親子関係
- 第5節 心理検査法の種類と概要
- 第4章 教育とケアの制度論—法・人権をめぐって
 - 第1節 「法」と「規範」
 - 第2節 日本の法体系
 - 第3節 憲法と立憲主義
 - 第4節 法規の分類
 - 第5節 教育と社会福祉の制度
 - 第6節 子どもの権利条約をめぐる制度
 - 第7節 保育指針・教育要領と個人の尊厳
- 第5章 児童福祉と地域福祉をめぐって—学校・家庭・地域社会との連携
 - 第1節 子育てに関する地域福祉理解
 - 第2節 家庭支援の意義と概略
 - 第3節 児童福祉の施設分類
 - 第4節 子どもの居場所
 - 第5節 児童館
 - 第6節 ボランティア・NPO・民生委員
 - 第7節 世代間交流
- 第6章 生涯学習と市民参加
 - 第1節 個人の生涯を輝かせる学習のために
 - 第2節 生涯学習の基本理念
 - 第3節 生涯学習の未来像
- 第7章 教育とケアの学びへ—実践のための探求と省察
 - 第1節 対人援助と実践の学び
 - 第2節 子育てとケアにおける対人援助の実践と反省
 - 第3節 ケアの学びと対人援助原理

第4節 生きることとケア／実践を省察するために

「はじめに」によれば、この意図は次のように説明される。「これまで、多くの専門職に対応したテキストでは、専門区分けした科目ごとに構成されていた。たとえば、教育原理、福祉関連、相談援助、法学等の科目の分野である。これらは個別できわめて重要であり、この科目を学ぶ意義があるのは当然である。しかし、バラバラに学ぶことにより全体的なつながり、総合的で関連した学習が難しいという側面があった。(略)本書は、こうした学びの区分けの弊害をできるだけ少なくし、幅広い学際的な学びを一冊の中でとらえることができるよう配慮した」(3頁)。

では、この意図は、本書においてどのように実現されただろうか。

評者は現在これらの専門職養成のための教育に携わっていないため、この意図の必要性に実感をもって賛同するまでに及ばないのだが、教育にかかわる学問研究の場に身を置いてきた者としては、人が育つことをどのようにとらえるか、それをめぐってどのような議論が交わされ、環境がつくられてきたのかといったことを、具体的で実践的な場に身を置くことになる人々とともに考えあうことに可能性を見出す点に共感を覚えた。そして、このような意味において、本書は、高等教育・専門教育機関で共通に学ばれるべきものとしての教養を提起しようとする意図を表明しているのだと理解することができた。

では、ここで各章の内容を一通り確認しておこう。

第1章(執筆者・安部芳絵、以下同様)は、冒頭で「子どもの権利条約」を押さえた上で、「主体としての子ども」の育ちを支える視点を確認し、それには専門職者の省察的な実践が求められることを指摘している。加えて、子どもにとっての災害、災害後の子どもの参加という新たな視点も提起している。

第2章(吉田直哉)は、子育てや教育といういとなみとそれにかかわる思想を、西洋および日本の歴史をたどりながら現在まで概観し、教育政策の現在地点として、「主体的・対話的で深い学び」とともに学校を中心とした地域共同

体の再構築・再編成を目指す動向を見据えている。

第3章（金高（*旧字体？）茂昭）は、人を支援・援助するためにはまず「正確に理解する」ことが欠かせないとの見地から対人理解の具体的な方法を示し、相談業務にかかわる職種とその仕事の特性、およびカウンセリングや心理療法の心得・心構えを述べつつ、心理検査・心理療法の解説を行なっている。

第4章（森脇健介）は、日常的には意識されることが少ない法的側面について、保育者や教育者の仕事を支える法制度と人権の思想を取り扱っている。そもそも法とは何か、規範とはどうかかわるのか、現在の日本の法体系はどうなっているのか、教育や社会福祉にかかわる法律には何があるのかを初学者向きに解説し、保育指針と教育要領を子どもの人格・人権の視点から読み解いている。

第5章（秋山展子）は、地域福祉の理念とそれを実際に担う機関や施設を概観している。地域におけるつながりが希薄になった現在の子育て環境に対する問題意識から、家庭支援、地域の児童福祉施設、放課後児童健全育成事業、児童館などの制度・施策・施設を俯瞰している。その上で、子どもが育つことにおいて、親や家族以外の地域の様々な人や活動が有する重要性を提起している。

第6章（西村美東士）は、日本における社会教育・生涯学習と生涯教育の国際的な動向を概括的に紹介する内容と、意図的活動として教育をとらえ、その目標や方法の可視化などによって「学習者の個性・主体性を尊重しつつ、学習者の自己決定を促す」ものになるための展望を論じている。その際、現代的な社会状況に対応するための「新しい」学習方法を提示するなど教育活動の具体的・積極的提案が目を引く。

第7章（望月雅和）は、「人を助けること」が、「一見素朴な」ことでありながら容易には論じられない事柄であることを出発点として、社会福祉の理論の歴史の上に近年の「ケア」論を重ねてみてゆく。「ケア」論は、議論を広く学際的に拓く役割を果たしつつ、翻って対人援助職者が自身を統制する倫理的な原理となると指摘し、そこからケアの実践とそこでの反省が対人援助自身の

学習へと展開してゆくことに着目している。

以上のように見ても、本書が、各章の個性的な内容から構成される意欲的な取り組みであることが分かる。確かに、法律、思想、日本や国際社会における議論や最近の理論、日本政府の政策から地域の実践、さらには対人援助の方法や検査手法に至るまで、本書に収められた内容は広汎に渡る。本書を最初から最後まで通読すれば、その広汎さによって、確かに視野は大きく広がるように思える。心理やカウンセリングに関心のある人も法律や制度に触れることになるだろうし、日常的な暮らしと地域社会のいとなみを具体的に視野に入れることが求められるだろう。

他方で、全体を通して見た時にやや気になった点もあった。

一つは、章どうしの相互関係や各章の配置・構成の意図を解説した記述があってもよかったのではないかという点である。各章は、執筆者の学問的専門性を基盤として、各々独立したものであり、その書きぶりも含めて個性的な印象を与えている。紹介される法令など内容に一部重複が見られるとしても、それは重要なものほど複数章にわたり言及されることとして理解できる。とはいえ、例えば、教育の思想と歴史（第2章）に続けるなら、内容的には教育とケアの制度論（第4章）がスムーズな展開のように思えるところで、カウンセリングやソーシャルワークの具体的な方法論（第3章）が配置されているのは、どのような意図によるものだったのだろうか。なぜ、このような章構成（順番）になっているのかなど全体を俯瞰した解説にあたる文章がどこかにあれば読者にとっては導きの糸になるように思われた。

二つは、幅広い内容への目配りと内容の深化とのバランスについてである。幅広い内容に目配りすると、得てして広く浅く紹介しただけのものになりがちになる。本書の場合、各章でばらつきがあり、全体としては章ごとに様々なバランスの取り方をしているように見えた。それによって各章の個性がより際立つものとなっている面もあるが、読んでいてやや戸惑いを覚える時もあった。

とはいえ、この点に関しては、本書冒頭で、本書を授業の教材として実際に

用いる際には、様々な事例の検討やインターネット、映像や動画など自由に組み合わせ、教員の裁量や各科目に対応して学びの可能性を広げることへの期待が表明されている（4頁）ことから、本書を授業の教材として活用する者の力量が問われると言うべきかもしれない。だとすれば、本書を用いて行われた授業の様々な試みをうかがってみたいと思った。

三つめは、ジェンダーの視点から見て、いくつか気になる記述があったことである。具体的に見てみよう。

少し長くなるが次のような記述がある。「父親は、妻子の生存を保証する義務を負っているだろう。ほとんどの父親は外に出かけ妻子の命の糧を得てくる行動に励む。現代日本社会は少子高齢社会に至り、かつ核家族化が進み、子を持つ若い夫婦は生活維持向上のため共に働く場合が多い。養育費や学費を稼ぎ出し貯めていかなければ子に高等教育を受けさせることも容易ではない。ほとんどの父親は子のために、子の将来のために、子の面倒をもっともよくみる妻のために、つまり妻子のために自動的に動き働いている」（79頁）。

この文章をどう読み、著者の意図をどのように理解すればよいだろうか。日本社会の現状としてとらえれば、確かに、「妻子の生存を保証する義務を負っている」と考えて「自動的に動き働いている」父親はいるだろう。その妻が「子の面倒をもっともよくみる」ことに生きがいを感じたり、それに懸命に励んだりすることもあるかもしれない。とはいえ、それはすべてないし「ほとんど」とはもはや言えない状況にあると思われるし、家族の中では父親だけでなく外で働く母親も少なくない。そして実際、上記引用文中にも「共に働く場合が多い」ともある。では、共働き夫婦が多いことと、父親が妻子のために働くこととは、どういう関係にあるのだろうか。

加えて、家族をとりまくこれまでの日本社会の状況を踏まえれば、とりわけ本書のテーマでもある子育てとケアを社会がどのように支えていくのかという課題からすれば、なおさら、むしろ多様な家族や親子の関係を想定することこそが求められているように思われる。仮に、上記に引用した記述が、その前の

段落の「出生してもしばらくの間は（略）母親に頼り、まさに衣食住・生存のすべてを母親という自分専用のおとなに依存する。母子共生という専門用語がある。しかし父子共生という専門用語は聞かれない。年端の行かない子どもほど、母親依存度は大きいと言える」（78-79 頁）を引き継ぐものだったとしても、母親を「自分専用のおとな」とする表現にはやや違和感が残った。

これらの点は、本書が「ケア」という概念を根本的にとらえなおそうとする視座を有しているだけに、それとの相容れなさが際立っている。187 頁には次のようにある。「固定した役割と差別化、秩序や役割の序列化は、ケア行為の前提そのものにかかわる。子育てにおけるケア行為へと密接な「**母性**（motherhood）」に内在する、「母が子育てやケアをすべきである」という行為規範の固定は、母自身が疾病、障害、貧困、その他、さまざまな要因に直面することにより、ケアする母が当事者へと容易に変転していった、ケアをすることが当然であるという全体が容易に崩壊する。しかも、母子が子育てをすべきであり、子どもをケアする援助者であるべきとする厳しい特性は、「助けを求めるといふ申請に対して、著しい抵抗を催す可能性があるであろう」（強調、傍点は原文ママ）。さらにこれに続けて、母性保護論争や男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法が紹介されてゆく。「男女共同参画社会」になれば、「ケア」にかかわる様々な問題がすべて解決するとはもちろん言えないことを承知の上で、しかし、「男女共同参画」は問題解決の必要条件として、あるいはその前提として、今、広く共有されている視点であることは間違いない。

「人を助けることや生きていくこと」にかかわる社会福祉と教育の理念は、「自由で魅力ある学び」へとつながってゆくとする本書末尾の記述（188 頁）は、本書全体を貫く著者らのメッセージとして伝わってきた。本書もまた、そのような学びを支えることに連なるものとして世に放たれたと言えるだろう。これを起点に、読者およびこれをテキストとする養成教育に携わる者の手でさらに学びを発展させてゆくことが想像される書である。